

高校生のお子さまをお持ちの保護者さまへ 就学支援制度のご案内

※制度を利用するには申請が必要です。



鳥取県教育委員会

高等学校等就学支援金

からのお知らせ

高等学校等就学支援金とは？

申請の手続きを行い認定されれば、授業料を納める必要がなくなります。

(授業料は、全額国が負担します。返済は不要です。)

【対象世帯】

保護者の市町村民税の課税所得額(課税標準額)×6%から市町村民税の調整控除額を引いた額が30万4,200円未満の世帯

(世帯年収が約910万円の世帯。※世帯状況によって異なります。)

※申請する生徒の生年月日が平成20年1月2日～4月1日の場合、課税標準額から33万円を差引いて計算します(扶養控除適用時期の遅れを調整)

家計が急変した場合の支援があります

家計急変事由(保護者等の負傷・疾病で就労困難、自己の責めに帰することのできない理由での離職等)が発生し、世帯年収が590万円未満相当まで減少した世帯が対象となります。

家計急変事由が発生した場合、速やかに学校に相談(または申請)してください。

就学支援金制度とは？

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める環境をつくることを目的として、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

◆全国の約8割の高校生が利用しています。

◆所得制限があります。

◆生徒や保護者が直接受領するものではありません。(県が生徒に代わり受領し、授業料に充てます。)

◆入学時及び毎年7月頃(所得情報の更新時期)に、申請等に基づき受給資格の確認を行います。

※入学時に申請をされて所得制限により不認定となった場合、その後、再度受給資格認定申請を行う際には改めて所得確認に係る書類(個人番号等)の提出が必要となります。

県立高校の授業料

全日制課程	定時制課程	通信制課程
月額9,900円	月額2,700円	1単位あたり336円

就学支援金の支給対象者

月の初日に高等学校に在籍している者

ただし、次のいずれかに該当する者は、支給が受けられません。

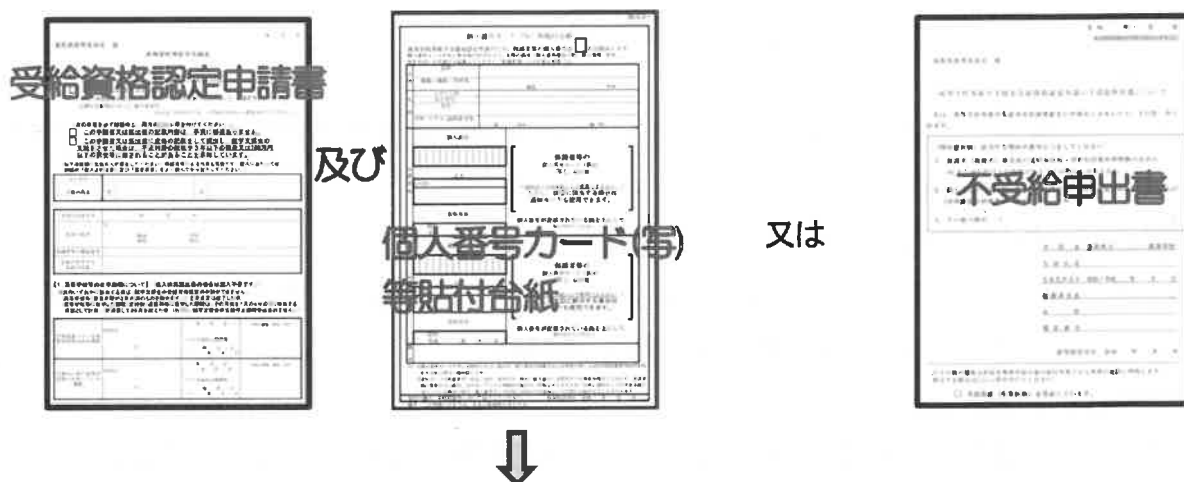
- ◆保護者等の市町村民税の課税標準額×6%から市町村民税の調整控除額を引いた額の合計が30万4,200円以上の者
- ◆高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した者
- ◆高等学校等に在籍した期間（定時制・通信制等に在学した期間はその月数を1月の4分の3に相当する月数をして計算）が通算して36月を超えた者

学校への提出物

必ずどちらかの提出が必要です。

《申請をする場合》

《申請をしない場合》



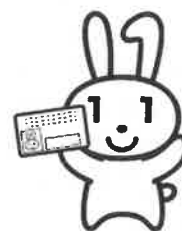
個人番号カード（写）等貼付台紙には、以下のいずれかの書類を貼付け（又は添付し）てください。

マイナンバーカード（裏面）の写し



マイナンバーが記載された
住民票（住民票記載事項証
明書でも可）

お住まいの市区町村の役
所・役場で取得できま
す。（手数料が必要）



※以下の場合に限り、通知カードも使用できます↓

- ◎通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合。
- ◎デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続きが完了している場合。

個人番号カード（写）等貼付台紙は、原則、生徒が学校へ持参により提出してください。

やむを得ず、保護者等が持参する場合又は郵送により提出する場合は、以下の保護者等の本人確認書類のいずれかを併せてご提出ください。

・顔写真付きの本人確認書類

：マイナンバーカードの顔写真が表示された表面、運転免許証、パスポート等

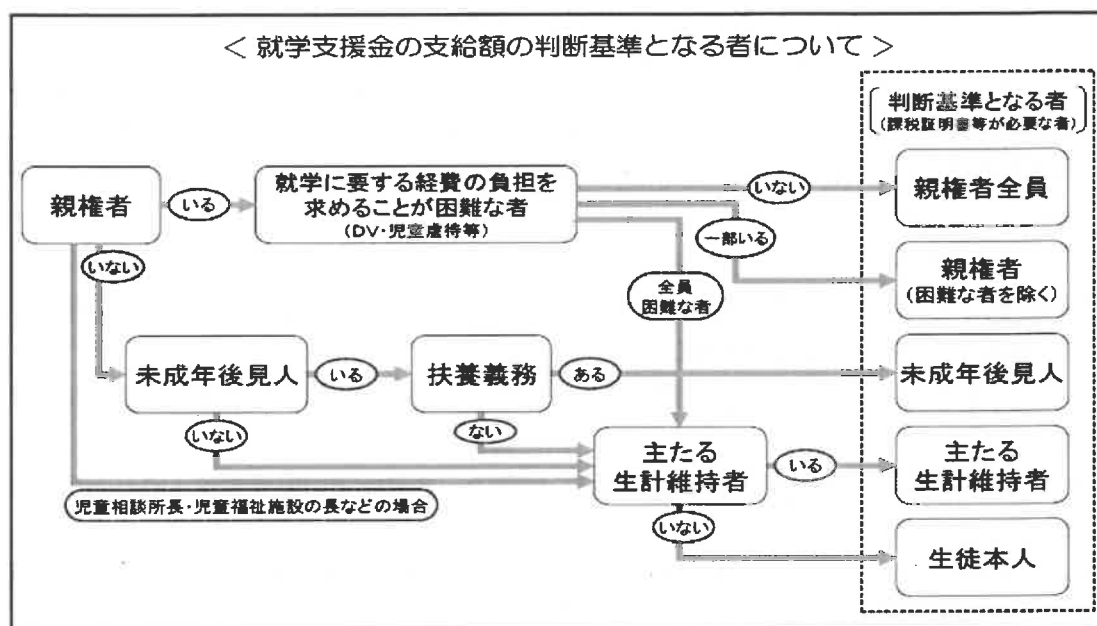
・顔写真のない本人確認書類（次のいずれか2つ）

：健康保険証、年金手帳、源泉徴収票、住民票

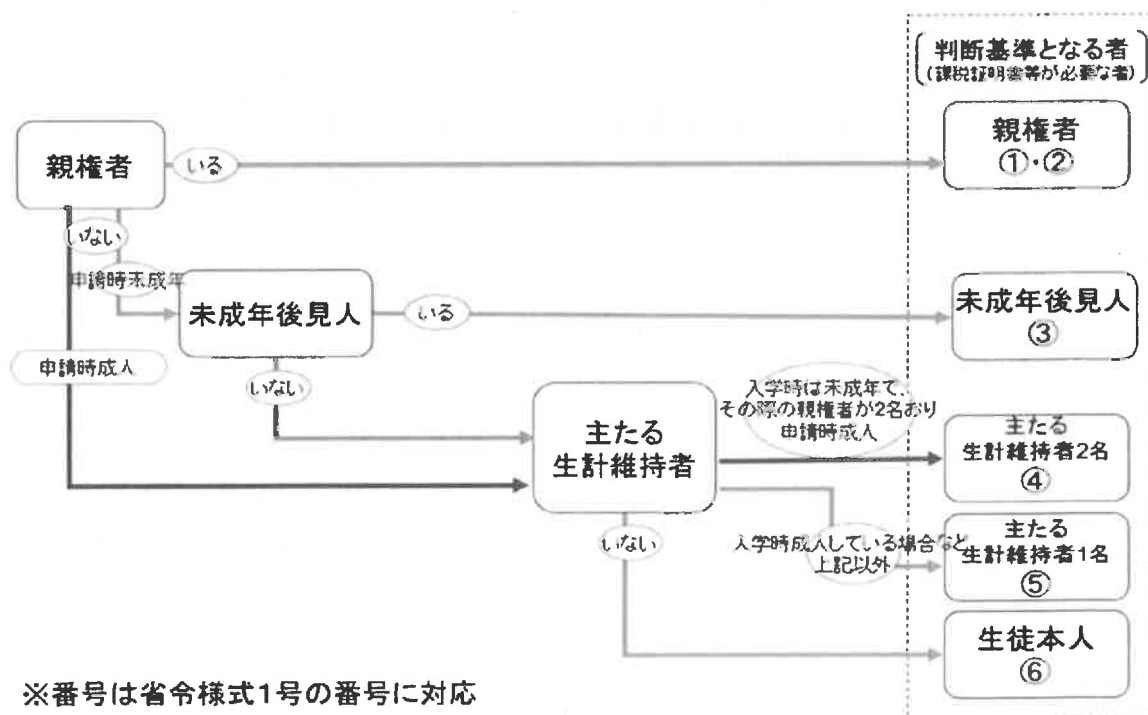
（注）保険証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等が見えないようマスキングを

保護者等（個人番号を提出する方）は下記チャートにより確認してください。

＜生徒が未成年の場合＞



＜生徒が成人の場合＞



重要なお知らせ

- ・「高等学校等就学支援金」は、親権者（保護者等）全員の地方税情報が確認できない場合は、支給することができません。
- ・個人番号に基づき、保護者等の地方税情報を確認するため、令和6年度（令和5年所得分）の税の申告が済んでいない場合は、申請前に必ず税の申告手続きを行ってください。
※個人番号を利用し、認定審査に必要な税額情報が取得できなかった場合は、別途所得課税証明書等の提出を求めることもあります。
- ・保護者等やその課税地が変更になった場合はその都度手続きが必要ですので、学校にお知らせください。
- ・保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は支給を受けた者から不当利得として受給額を徴収致します。
※過去に別の高等学校に在学していた期間がある場合は、受給資格認定申請書に必ず記載してください。
- ・偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰則に処されることがあります。
- ・受給要件に該当しない場合でも、「家計急変」（事情により所得が急激に減少した等）による支援を受けられる場合があります。ご相談ください。
- ・高等学校等を中退した後、県立高等学校に再入学又は編入学した生徒は、高等学校等就学支援金の支給期間（全日制36月、定時制・通信制48月）経過後も、学び直しへの支援制度等を利用することにより、授業料を収める必要はありません。

申請書等提出期限・・・6月11日（火）厳守

期限を超過した場合、受給要件に該当する場合でも授業料の納付義務が発生しますので注意してください。